

**道路特定事業計画書【特定経路】**

経路名 鶴見東口中央通り（県道鶴見停車場線）  
 事業区間 国道15号～東口駅前広場  
 道路延長 230m  
 事業予定年度 平成18年度～平成19年度

**【整備方針】**

歩道の有効幅員が広く、地形によりなだらかに縦断勾配がついているが比較的歩きやすい経路といえる。よって、視覚障害者誘導用ブロックを適切に敷設するなどの道路の補修を行うこととする。

**【事業内容】**

整備項目	事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保			
歩道の新設	m	-	
歩道の拡幅	m	-	
道路構造の改良			
全面改良	m	-	
歩道の部分改良	段差・すりつけ勾配の改良	箇所	5 1,5,8～10
	横断勾配の改良	箇所	-
	縦断勾配の改良	箇所	-
	舗装材の改良	箇所	-
排水施設の改良	箇所	-	
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改良			
経路誘導のための連続設置（新設）	m	-	
経路誘導のための既設ブロックの改良・補修	m	-	
横断歩道接続部等における部分設置（新設）	箇所	-	
横断歩道接続部等既設ブロックの改良・補修	箇所	10	1～8,11,12
その他			

**【事業実施に際して配慮すべき重要事項】**

**【位置図】**

